選定基準

評価項目及び評価の観点

1　方針及び基本的な考え方（配点　20点）

本市におけるホームレスの現状（動向、抱えている課題等）について、的確に認識しているか。	
本事業の趣旨・目的を的確に把握し、事業運営の基本的な考え方や方針を定められているか。	

2　実施内容（配点　40点）

(1)	計画	業務内容は、具体的な手法が示されており、かつ、適切な効果が見込めるものか。
(2)	体制	従事職員のスキル及び経歴等は本事業の円滑な実施に資するものか。
(3)	体制	本事業の実施体制が十分に構築されているか（従事職員のフォロー、監督に関すること）。
(4)	研修	従事職員が履修する研修内容が、業務内容に応じており、具体的かつ十分なものとなっているか。

3　個人情報等の保護について（配点　15点）

一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」や「ＩＳＭＳ」を有しているか。【両方、片方、認証無し】
定期的な研修等により、本市として保護すべき個人情報が適切に理解され、それが継続的に業務に反映されることが期待できるか。
個人情報の流出などの問題が発生した場合、速やかな対応と解決のための適切な対応策が示されているか。

4　業務実績（配点　10点）

令和３年４月１日以降における同種・類似の業務実績があるか。同種・類似の業務実績のうち、最も支援者数の多い委託業務について内容、体制が優れ、効果が挙げられているか。【同種（同内容）業務の実績の有無、類似業務の実績の有無、実績あり・一部あり・無し】

5　独自提案（配点　10点）

業務の実施手順等について、事業所独自の提案がなされているか。その内容は、効果的かつ実現可能なものか。

6　費用見積額（配点　15点）

委託業務の見積り価格は、企画提案書の内容に照らして適正か。（見積額が低価格の者から高順位とし、高順位の者から高得点を配点、６位以下の者は全者０点とする。）

7　その他（配点　5点）

京都市公契約基本条例第２条第１項第３号に規定する市内中小企業であるか。

合計　115点（項目：1＋2＋3＋4＋5＋6＋7）　※最低選定基準点は、65点とし、当該基準を上回った者の中から選定する。